改正後	現行	備考
制　定　平成19年8月31日　耕　第462号 改　正　平成20年7月11日　耕　第466号 改　正　平成22年7月　9日　農整第453号 改　正　平成23年7月15日　農整第396号 改　正　平成27年1月16日　農整第15号 改　正　平成28年7月13日　農整第266号 改　正　平成29年7月10日　農整第243号 改　正　令和元年8月22日　農整第296号 改　正　令和2年8月3日　農整第305号 改　正　令和3年8月13日　農整第284号 改　正　令和4年8月12日　農整第253号 改　正　令和5年8月25日　農整第291号 改　正　令和6年8月13日　農整第302号 改　正　令和7年8月6日　農整第327号 施設機械工事等共通仕様書 令和7年8月 富山県農林水産部	制　定　平成19年8月31日　耕　第462号 改　正　平成20年7月11日　耕　第466号 改　正　平成22年7月　9日　農整第453号 改　正　平成23年7月15日　農整第396号 改　正　平成27年1月16日　農整第15号 改　正　平成28年7月13日　農整第266号 改　正　平成29年7月10日　農整第243号 改　正　令和元年8月22日　農整第296号 改　正　令和2年8月3日　農整第305号 改　正　令和3年8月13日　農整第284号 改　正　令和4年8月12日　農整第253号 改　正　令和5年8月25日　農整第291号 改　正　令和6年8月13日　農整第302号 施設機械工事等共通仕様書 令和6年8月 富山県農林水産部	

改正後	現行	備考
第１章　総　　則	第１章　総　　則	
第１節　総　　則	**第１節　総　　則**	
１－１－１　～　１－１－４　【略】	**１－１－１　～　１－１－４　【略】**	
１－１－５　ワンデーレスポンス 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、１日あるいは適切な期限までに回答することをいう。１日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	**【新設】**	新規追記
１－１－６　～　１－１－16　【略】	**１－１－５　～　１－１－15　【略】**	
１－１－17　施工体制台帳及び施工体系図 １．～４．　[略] ５．下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応 下請負者が社会保険等未加入建設業者の場合には、建設業担当部局による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負者は、適正に対応しなければならない。 ６．　[略]	**１－１－16　施工体制台帳及び施工体系図** １．～４．　[略] 【新設】 ５．　[略]	新規追記
１－１－18　～　１－１－20　【略】	**１－１－17　～　１－１－19　【略】**	
１－１－21　工事の一時中止 １．一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第１章1-1-54により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （１）～（３）　[略] ２．～３．　[略]	**１－１－20　工事の一時中止** １．一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第１章1-1-53により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （１）～（３）　[略] ２．～３．　[略]	字句修正
１－１－22　～　１－１－25　【略】	**１－１－21　～　１－１－24　【略】**	
１－１－26　建設副産物 １．～２．【略】 ３．マニフェスト 受注者は、工場制作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 ４．～６．　[略] ７．再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げな	**１－１－25　建設副産物** １．～２．【略】 ３．マニュフェスト 受注者は、工場制作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。 ４．～６．　[略] ７．再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げな	字句修正 字句修正

改正後	現行	備考
ければならない。 8．～12．［略］	ければならない。 8．～12．［略］	
1－1－27　～　1－1－31　【略】	**1－1－26　～　1－1－30　【略】**	
1－1－32　工事完成検査	**1－1－31　工事完成検査**	
1．～6．［略］ 7．適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1編第1章1-1-27第3項の規定を準用する。	1．～6．［略］ 7．適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1編第1章1-1-26第3項の規定を準用する。	字句修正
1－1－33　既済部分検査等	**1－1－32　既済部分検査等**	
1．～4．［略］ 5．適用規定 受注者は、既済部分検査については、第1編第1章1-1-27第3項の規定を準用する。 6．～7．［略］	1．～4．［略］ 5．適用規定 受注者は、既済部分検査については、第1編第1章1-1-26第3項の規定を準用する。 6．～7．［略］	字句修正
1－1－34　【略】	**1－1－33　【略】**	
1－1－35　施工管理	**1－1－34　施工管理**	
1．～2．【略】 3．標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見えやすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、受注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、木製の標示板については、本章1－1－43環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4．～13．［略］	1．～2．【略】 3．標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見えやすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、受注者名、施工者名、連絡先、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、木製の標示板については、本章1－1－41環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4．～13．［略］	字句修正
1－1－36　履行報告	**1－1－35　履行報告**	
受注者は、契約書第11条の規定に基づき、契約の履行状況について監督員に適宜連絡しなければならない。	受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に適宜連絡しなければならない。	字句修正
1－1－37　週休二日の対応	**【移設】**	移設
受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。		
1－1－38　【略】	**1－1－36　【略】**	
1－1－39　工事中の安全確保	**1－1－37　工事中の安全確保**	
1．安全指針等の順守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20 農振第2236 号平成21 年3月30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2．～21．［略］	1．安全指針等の順守 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第2236 号平成21 年3月30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2．～21．［略］	字句修正
1－1－40　～　1－1－42　【略】	**1－1－38　～　1－1－40　【略】**	
1－1－43　環境対策	**1－1－41　環境対策**	
1．～5．【略】	1．～5．【略】	

改正後	現行	備考
6．排出ガス （1）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 （2）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348 号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18 年3月17 日付け国総施第215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表1―1―1 ［略］ 表1―1―2［略］ 7．～10． ［略］	6．排出ガス （1）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 （2）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348 号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18 年3月17 日付け国総施第215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表1―1―1 ［略］ 表1―1―2［略］ 7．～10． ［略］	字句修正 字句修正
1－1－44 ～ 1－1－46 【略】	**1－1－42 ～ 1－1－44 【略】**	
1－1－47 諸法令の遵守 1．諸法令の順守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。 （1）～（62） ［略］ （63）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成 12 年 法律第 127 号） （64）～（85） ［略］ （86）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成 17 年法律第 51 号） （87）～（88） ［略］ （89）個人情報の保護に関する法律 （平成 15 年 法律第 57 号） （90）～（92） ［略］ （93）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 （昭和 54 年 法律第 49 号）	**1－1－45 諸法令の遵守** 1．諸法令の順守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。 （1）～（62） ［略］ （63）公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律 （平成 12 年 法律第 127 号） （64）～（85） ［略］ （86）特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 （平成 17 年法律第 51 号） （87）～（88） ［略］ （89）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （平成 15 年 法律第 58 号） （90）～（92） ［略］ （93）エネルギーの使用の合理化に関する法律 （昭和 54 年 法律第 49 号）	字句修正 字句修正

改正後	現行	備考
（94）～（95）　［略］ 2．～3．　［略］ **1－1－48　～　1－1－52　【略】** **1－1－53　特許権等** 1．～2．　［略］ 3．著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 **1－1－54　保険の付保及び事故の補償** 1．～4．　［略］ 5．補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6．　［略］ **1－1－55　～　1－1－56　【略】** **1－1－57　工事特性等への対応状況の報告** 1．一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督員に報告することが出来る。 2．～4．　［略］ **【移設】** **1－1－58　～　1－1－60　【略】**	（94）～（95）　［略］ 2．～3．　［略］ **1－1－46　～　1－1－50　【略】** **1－1－51　特許権等** 1．～2．　［略］ 3．著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 **1－1－52　保険の付保及び事故の補償** 1．～4．　［略］ 5．補償 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6．　［略］ **1－1－53　～　1－1－54　【略】** **1－1－55　工事特性等への対応状況の報告** 1．一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、工事完成時までにこれらを監督員に報告することが出来る。 2．～4．　［略］ **1－1－56　週休二日の対応** 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 **1－1－57　～　1－1－59　【略】**	字句修正 字句修正 移設

改正後	現行	備考

第２章　機器及び材料

第１節　通　　則

２－１－１　一般事項

1．～3．［略］

4．海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

区分／細別	品目	対応JIS 規格（参考）
Ⅰ セメント	［略］	［略］
Ⅱ 鋼材	［略］	［略］
Ⅲ瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路協会規定規格
	石油アスファルト乳剤	［略］
Ⅳ割ぐり石及び骨材	［略］	［略］

5．～8．［略］

２－１－２　【略】

２－１－３　材　　料

1．工事材料

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、JIS 規格品のうちJIS マークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。

ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

２－１－４　見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

第２章　機器及び材料

第１節　通　　則

２－１－１　一般事項

1．～3．［略］

4．海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

区分／細別	品目	対応JIS 規格（参考）
Ⅰ セメント	［略］	［略］
Ⅱ 鋼材	［略］	［略］
Ⅲ瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	［略］
Ⅳ割ぐり石及び骨材	［略］	［略］

5．～8．［略］

２－１－２　【略】

２－１－３　材　　料

1．工事材料

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS 規格品のうちJIS マーク表示が認証されJIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

２－１－４　見本又は資料の提出

受注者は、設計図書において監督員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

備考：字句修正（表）／字句修正（1．工事材料）／字句修正（２－１－４）

改正後

第３章　共通施工

第１節　通　　則

３－１－１　【略】

３－１－２　安全施工

1．［略］
2．受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行い工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。

第２節　［略］

第３節　溶　　接

３－３－１　～　３－３－３【略】

３－３－４　材片の組合せ精度

表３－３－７ 溶接施工試験の試験方法及び判定基準

表３－３－７ 溶接施工試験の試験方法及び判定基準

試験の種類	試験項目	溶接方法	試験片の計上	試験片の個数	試験方法	判定基準
突合せ溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
すみ肉溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
最高硬さ試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
スタッド溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	降伏点は 235N/mm² 以上、引張強さは 400 ～ 550N/mm² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接部で切れてはいけない

（注）ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3034（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。
1．～2．［略］

表３－３－８ 材片の組合せ精度　［略］

３－３－５　～　３－３－９【略】

第４節　ボルト接合等

３－４－１　～　３－４－２【略】

現行

第３章

第１節　通　　則

３－１－１　【略】

３－１－２　安全施工

1．［略］
2．受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行ない工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。

第２節　［略］

第３節　溶　　接

３－３－１　～　３－３－３【略】

３－３－４　材片の組合せ精度

表３－３－７ 溶接施工試験の試験方法及び判定基準

表３－３－７ 溶接施工試験の試験方法及び判定基準

試験の種類	試験項目	溶接方法	試験片の計上	試験片の個数	試験方法	判定基準
突合せ溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
すみ肉溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
最高硬さ試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
スタッド溶接試験	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	降伏点は 235N/mm² 以上、引張強さは 400 ～ 550N/mm² 以上、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない

（注）ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3034（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。
1．～2．［略］

表３－３－８ 材片の組合せ精度　［略］

３－３－５　～　３－３－９【略】

第４節　ボルト接合等

３－４－１　～　３－４－２【略】

備考

字句修正

字句修正

改正後	現行	備考
３－４－３　高力ボルト接合	**３－４－３　高力ボルト接合**	
１．～10．［略］ 11．締付確認 （１）［略］ （２）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①～②［略］ ③回転法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定の回転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルトセットに取替え締め直しする。 なお、回転法は、F8T、B8T のみに用いるものとする。 ・ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3 回転(120°)±30° ・ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験により目標回転角を決定する。 12．～14．［略］	１．～10．［略］ 11．締付確認 （１）［略］ （２）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①～②［略］ ③回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルトセットに取替え締め直しする。 なお、回転法は、F8T、B8T のみに用いるものとする。 ・ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3 回転(120°)±30° ・ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験により目標回転角を決定する。 12．～14．［略］	字句修正 字句修正
３－４－４　【略】	**３－４－４　【略】**	
第５節　［略］	**第５節　［略］**	
第６節　防　　食	**第６節　防　　食**	
３－６－１　【略】	**３－６－１　【略】**	
３－６－２　金属溶射	**３－６－２　金属溶射**	
１．～3．［略］ 4．前処理 前処理は第 3 章 3-5-2 第 1 項の 1 種ケレン（ISO 8501-1 Sa2 1／2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5．～6．［略］	１．～3．［略］ 4．前処理 前処理は第 3 章 3-5-2 第 1 項の 1 種ケレン（ISO 8051-1 Sa2 1／2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5．～6．［略］	字句修正
３－６－３　【略】	**３－６－３　【略】**	
第７節　～　第９節　［略］	**第７節　～　第９節　［略］**	
第 10 節　電気配線	**第 10 節　電気配線**	
３－10－１　一般事項	**３－10－１　一般事項**	
１．～4．［略］ 5．ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督員との協議の上、変更できるものとする。 また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。 なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。 ［削る］	１．～4．［略］ 5．ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督員との協議の上、変更できるものとする。 （１）接地線は、緑色又は緑／黄色とする。 また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。 なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。	新規追記 削除

改正後

表3－１０－１ ビニル電線の色別

電気方式	赤	白	黒	青
三相３線式	第1相	第２相（設置側）	第２相（非接地）	第３相
三相４線式	第1相	中性相	第２相	第３相
単相２線式	第1相	第２相（設置側）	第２相（非接地）	―
単相３線式	第1相	中性相	第２相	―
直流２線式	正極	―	―	負極

（注）１　接地線は、緑色又は緑／黄色とする。
（注）２　電線を分岐する場合は分岐前の色別による。
　　ただし、分電盤２次側の単相２線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。

６．～10．［略］

３－10－２　～　３－10－８【略】

３－10－９　光ケーブル

１．一般事項
（１）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備の技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。
（２）～（10）［略］
２．光ケーブル地中配線
（１）～（２）［略］
（３）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものとし、固定金物へ固定しないものとする。
３．光ケーブル屋内配線
（１）～（２）［略］
（３）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラックに 3m以下の間隔ごとに緊縛して固定するものとする。
（４）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラックに 1.5m以下の間隔ごとに緊縛して固定するものとする。
（５）［略］
４．［略］
５．光ケーブル架空配線
光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備の技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。
（１）～（４）［略］
６．［略］
７．光ケーブルの測定及び試験
光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。
（１）光ケーブル布設後の測定及び試験項目
①［略］
②伝送損失の測定
施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。
所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説7-2 測定及び試験の準備」によるものとする。
③～④［略］

現行

表3－１０－１ ビニル電線の色別

配線方式（相線式）															
交流														直流	
単相２線式			単相３線式			三相３線式				三相４線式				直流２線式	
第1相	設置側 第2相	非接地 第2相	第1相	中性相	第2相	第1相	設置側 第2相	非接地 第2相	第3相	第1相	第2相	第3相	中性相	－ N	＋ P
赤	白	黒	赤	白	黒	赤	白	黒	青	赤	黒	青	白	青	赤

（２）電線を分岐する場合は分岐前の色別による。ただし、分電盤２次側の単相２線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。

６．～10．［略］

３－10－２　～　３－10－８【略】

３－10－９　光ケーブル

１．一般事項
（１）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。
（２）～（10）［略］
２．光ケーブル地中配線
（１）～（２）［略］
（３）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものとする。
３．光ケーブル屋内配線
（１）～（２）［略］
（３）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3mごとに緊縛して固定するものとする。
（４）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5mごとに緊縛して固定するものとする。
（５）［略］
４．［略］
５．光ケーブル架空配線
光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。
（１）～（４）［略］
６．［略］
７．光ケーブルの測定及び試験
光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。
（１）光ケーブル布設後の測定及び試験項目
①［略］
②伝送損失の測定
施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。
③～④［略］

備考

表の修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

新規追記

改正後	現行	備考
（2） ［略］	（2） ［略］	
第 11 節　計測装置	**第 11 節　計測装置**	
3－11－1【略】	**3－11－1【略】**	
3－11－2　流量計	**3－11－2　流量計**	
1．［略］ 2．電磁流量計 電磁流量計には、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（3） ［略］ （4）検出器の上下流に必要な直管長はJIS B 7554（電磁流量計） によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3．超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（2） ［略］ （3）超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMIS 032（超音波流量計による流量測定方法） によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 （4）超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。	1．［略］ 2．電磁流量計 電磁流量計には、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（3） ［略］ （4）検出器の上下流に必要な直管長は JISB7554 によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3．超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（2） ［略］ （3）超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMISO32 によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 （4）超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。	字句修正 字句修正
第 12 節　～　第 13 節　［略］	**第 12 節　～　第 13 節　［略］**	
第4章　～　第１２章　【略】	第4章　～　第１２章　【略】	
第１３章　水管理制御設備	第１３章　水管理制御設備	
第１節　通　　則	**第１節　通　　則**	
13－１－１【略】	**13－１－１【略】**	
13－１－２　一般事項	**13－１－２　一般事項**	
1．機器構造等 （1） ［略］ （2）機器構造等 受注者は、水管理制御システムの盤内機器については、JEC、JEM、JIS 等の関係規格に準ずるほか、設計図書に示した場合を除き次によらなければならない。 ①設備の機器構成に基づき、単位機能ごとにできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。 ②～⑤［略］	1．機器構造等 （1） ［略］ （2）機器構造等 受注者は、水管理制御システムの盤内機器については、JEC、JEM、JIS 等の関係規格に準ずるほか、設計図書に示した場合を除き次によらなければならない。 ①設備の機器構成に基づき、各単位機能ごとにできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。 ②～⑤［略］	字句修正
13－１－３【略】	**13－１－３【略】**	

改正後	現行	備考
第２節　情報処理設備	**第２節　情報処理設備**	
13－２－１　～　13－２－８【略】	**13－２－１　～　13－２－８【略】**	
13－２－９　ソフトウェア １．ソフトウェア仕様一般 （１）［略］ （２）ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①［略］ ②各処理機能単位での組合せ試験 ③［略］ （３）［略］ ２．［略］	**13－２－９　ソフトウェア** １．ソフトウェア仕様一般 （１）［略］ （２）ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。 ①［略］ ②各処理機能単位での組合わせ試験 ③［略］ （３）［略］ ２．［略］	字句修正
第３節　［略］	**第３節　［略］**	
第４節　情報伝送設備	**第４節　情報伝送設備**	
13－４－１【略］	**13－４－１【略］**	
［削る］	**13－４－２　網制御装置** 本機器の機能は次のとおりとする。 １．テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール装置のモデム（回線接続部に実装）をNTT 等の加入電話回線に対して発信、着信の制御が可能なものとする。 ２．AA 形網制御装置（親局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール親局装置に実装し、複数の子局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。 ３．AA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。 ４．MA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール小局装置に実装し、親局に対して手動発信、自動着信の機能を有するものとする。	削除
13－４－２　～　13－４－７【略】	**13－４－３　～　13－４－８【略】**	
13－４－８　スイッチングハブ １．L2スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第２層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 ２．L3スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第３層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。	**13－４－９　スイッチングハブ** １．Ｌ２スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第２層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 ２．Ｌ３スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第３層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。	字句修正 字句修正
13－４－９　ルータ 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。	**13－４－10　ルータ** 本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、ADSL 用ケーブル、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。	字句修正
13－４－10　【略】	**13－４－11　【略】**	

改正後	現行	備考
第５節　～　第６節　［略］	**第５節　～　第６節　［略］**	
第７節　CCTV 設備	**第７節　CCTV 設備**	
13－７－１　CCTV 装置	**13－７－１　CCTV 装置**	
本機器の機能は次のとおりとする。 １．［略］ ２．準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は通信事業者回線（光回線）等とする。	本機器の機能は次のとおりとする。 １．［略］ ２．準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線はNTT回線（INS64）等とする。	字句修正
第８節　電源設備	**第８節　電源設備**	
13－８－１　無停電電源装置（汎用品）	**13－８－１　UPS 電源装置（汎用品）**	字句修正
13－８－２【略】	**13－８－２【略】**	
13－８－３　直流電源装置［DC12V・DC24V］	**13－８－３　直流電源装置［DC12Ｖ・DC24Ｖ］**	字句修正
13－８－４【略】	**13－８－４【略】**	
第９節　計測設備等	**第９節　計測設備**	字句修正
13－９－１【略】	**13－９－１【略】**	
第 10 節　［略］	**第 10 節　［略］**	

改正後	現行	備考
施設機械工事完成図書等作成要領	施設機械工事完成図書等作成要領	
第１条　［略］	**第１条　［略］**	
第２条　完成図書等の内容	**第２条　完成図書等の内容**	
１．［略］ ２．施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④［略］ （２）～（５）［略］ （６）発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。 ①改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。 ②運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。	１．［略］ ２．施工図 （１）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 ①～④［略］ （２）～（５）［略］ （６）完成図書は、設備の維持管理を目的としたものであり、公開できない部分を含んでいる。設備の改修時に、第三者に使用させることができない	字句修正及び新規追記
３．工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準 撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 ［削る］	３．工事写真 工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準 撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。 （１）着手前及び完成写真 （２）施工状況写真 （３）使用材料写真 （４）品質管理写真 （５）出来形管理写真 （６）災害（損傷）写真	削除
４．［略］	４．［略］	
第３条　［略］	**第３条　［略］**	
第４条　完成図書の作成	**第４条　完成図書の作成**	
１．完成図書 （１）～（４）［略］ （５）施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理(試験成績書含む)に関したもので、特別仕様書、図面等の契約図書で定められた事項及び施設機械工事等施工管理基準の定めによる。 ［削る］	１．完成図書 （１）～（４）［略］ （５）施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理(試験成績書含む)に関したもので下記の管理結果が記録されたものとする。 ①材料管理　⑦据付基準点管理 ②溶接管理　⑧工場材料管理 ③機器管理　⑨据付寸法管理 ④寸法管理　⑩現場溶接管理 ⑤仮組立管理　⑪現場塗装管理	字句修正 削除

改正後	現行	備考
第５条　［略］ 表１～表２　［略］ 『手続きの参考』［略］	⑥工場塗装管理　⑫現場機能管理 **第５条　［略］** 表１～表２　［略］ 『手続きの参考』［略］	